

忍野村耐震改修促進計画

平成20年8月

平成28年3月（改定）

令和元年11月（改定）

令和3年3月（改定）

令和8年3月（改定）

忍 野 村

目 次

序 章

- 1 計画の目的 1
- 2 本計画の位置づけと他の県計画との関係 1
- 3 計画期間 1

第 1 章 建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標

- 1 想定される地震 2
- 2 耐震化の現状 5
- 3 耐震改修等の目標設定 9

第 2 章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針 10
- 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策 10
- 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備 11
- 4 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進 11
- 5 地震発生時に通行を確保すべき道路 12

第 3 章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 相談体制の整備及び情報提供の充実 15
- 2 パンフレットの作成・配布や講習会の開催 15
- 3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導 15
- 4 自治会等との連携に関する事項 15
- 5 税制の周知・普及 16

第 4 章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 1 県、市町村、関係団体による体制の整備 17
- 2 本村内での耐震化促進体制の整備 17

忍野村耐震改修促進計画

序 章

1 計画の目的

忍野村耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、村内の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、今後予想される地震災害に対して村民の生命、財産を守ることを目的として策定しました。

【耐震化の必要性について】

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われました。このうち、地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらし、津波による沿岸部での被害に加え、内陸部においても広範囲に渡り建築物に大きな被害が発生しました。近年においても平成28年4月の熊本地震、令和6年1月の能登半島地震など大規模地震が発生し、数多くの建築物が倒壊・崩壊しました。

本村に影響のある南海トラフ地震や首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されています。

このように、我が国では大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、生命、財産を守るためには、被害の軽減に大きく関係する住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化を図ることが重要です。

2 本計画の位置づけと他の県計画との関係

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第6条第1項に基づき策定したものです。

また、忍野村地域防災計画や山梨県耐震改修促進計画などの計画との整合を図りながら、建築物の耐震化を促進するために必要な事項に関し、定めたものです。

3 計画期間

本計画の期間は、国の基本的な方針の目標年に合わせ、令和8年度から令和17年度まで10年間とします。

なお、令和12年度には中間検証を行い、その結果を踏まえて計画の見直しを実施します。また、社会情勢の変化や本計画の進捗状況に応じて、適宜検証を行い、必要に応じて計画を見直します。

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震

山梨県地域防災計画（令和7年3月）及び山梨県地震被害想定調査報告書（令和5年5月）によると、本県に大規模な被害をもたらすおそれのある想定地震の概要は次のとおりです。

（1）被害想定の対象地震

① 南海トラフの巨大地震（東側ケース）

南海トラフで発生する「最大クラス」の海溝型地震のうち山梨県での震度が最も大きくなる「東側ケース」の地震

② 首都直下地震 M7（立川市直下）

相模トラフ沿いの首都直下プレート境界で発生する海溝型地震のうち山梨県域にかかる震源断層域を含む地震

③ 糸魚川—静岡構造線断層帯中南部区間

山梨県の西部に位置する日本を代表する活断層のうち長野県側で発生する地震

④ 糸魚川—静岡構造線断層帯南部区間

山梨県の西部に位置する日本を代表する活断層のうち山梨県側で発生する地震

⑤ 曾根丘陵断層帯

甲府市の南側に位置する活断層で発生する地震

⑥ 扇山断層

山梨県の東部に位置する活断層で発生する地震

⑦ 身延断層

山梨県の南部に位置する活断層で発生する地震

⑧ 塩沢断層帯

山梨県の東部、静岡県との県境に位置する活断層で発生する地震

⑨ 富士川河口断層帯

山梨県南部から太平洋にかけて位置する活断層で発生する地震

⑩【参考】首都直下地震（M8 クラス相模トラフ）

相模トラフで発生する「最大クラス」の海溝型地震

(2) 対象地震の地震動と震源分布

想定される地震の地震動と震源分布は次のとおりです。(表 1-1、図 1-1)

表 1-1 対象地震の地震動

対象地震	対象地震の地震動予測結果の概要
① 南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	震源は遠いものの、県中心部～南部にかけて揺れが大きく、一部の地域で最大震度7の揺れが想定される。
② 首都直下地震M7 (立川市直下)	震源に近い、県東部及び富士五湖地域の一部で最大震度6強の揺れが想定される。
③ 糸魚川―静岡構造線断層帯 中南部区間	震源が位置する県北西部で震度6強から震度7、甲府盆地の一部地域で最大震度6弱が想定される。
④ 糸魚川―静岡構造線断層帯 南部区間	震源が位置する県西部で広範囲に震度6弱以上となり、一部地域で震度7が想定される。
⑤ 曾根丘陵断層帯	震源が位置する県中心部において震度7の揺れが広く発生することが想定される。
⑥ 扇山断層	震源が位置する県東部を中心に揺れが大きく、一部の地域で最大震度7の揺れが想定される。
⑦ 身延断層	震源の真上にあたる県南西部の揺れが大きく、一部の地域で最大震度6強の揺れが想定される。
⑧ 塩沢断層帯	震源付近で揺れが大きく富士五湖地域では最大震度7の揺れが想定される。
⑨ 富士川河口断層帯	震源の近い県南部において最大震度7の揺れが想定される。
⑩【参考】首都直下地震 (M8クラス相模トラフ)	震源に近い県東部で揺れが大きく、揺れやすい地盤においては最大震度7の揺れが想定される。



図 1-1 想定される地震の震源分布図

(3) 対象地震による建物被害予測結果

山梨県地震被害想定調査報告書（令和 5 年 5 月）によると、対象地震の揺れによる建物被害予測結果は次のとおりです。（表 1-2）

発生確率が高いとされる南海トラフの巨大地震の揺れによる建物被害は全壊約 52,000 棟、県中心部に位置する曾根丘陵断層帯で発生する地震の揺れによる建物被害は全壊約 79,000 棟と予測されています。これらの大規模地震による建物被害を軽減するための取組は、喫緊の課題となっています。

表 1-2 対象地震の揺れによる建物被害予測結果

対象地震	建物被害（棟）	
	全壊	半壊
① 南海トラフの巨大地震（東側ケース）	52,542	49,514
② 首都直下地震 M7（立川市直下）	3,235	6,980
③ 糸魚川—静岡構造線断層帯中南部区間	18,490	24,180
④ 糸魚川—静岡構造線断層帯南部区間	66,746	47,892
⑤ 曾根丘陵断層帯	79,643	46,859
⑥ 扇山断層	1,808	3,719
⑦ 身延断層	176	620
⑧ 塩沢断層帯	2,100	3,417
⑨ 富士川河口断層帯	21,263	29,177
⑩【参考】首都直下地震（M8 クラス相模トラフ）	13,659	14,152

※揺れによる建物被害の予測結果は、冬 18 時風速 8m の全壊・半壊棟数

※建物の被害予測は、山梨県地震被害想定調査報告書によるものであり、全ての建物を対象に調査を実施したものである

2 耐震化の現状

(1) 住宅建築時期別の状況等

令和7年1月1日現在の家屋課税台帳によると、忍野村内の住宅総数は、3,020戸であり、昭和55年以前に建築された住宅は、850戸で全体の28.1%を占めています。(表1-4)

表1-4 建築時期別住宅数 (単位：戸)

住宅総数				
3,020	昭和55年以前の住宅 ※	850 (28.1%)	昭和56年以降の住宅 ※	2,170 (71.9%)

※ 昭和56年6月1日に建築基準法の耐震関係規定が改正された(新耐震基準)ため、昭和56年5月31日以前と同年6月1日以降に分けることが必要ですが、根拠としている家屋台帳が昭和55年と昭和56年で分かれているため便宜上この区分を採用しています。

忍野村内の住宅を建方別に見ると、戸建て住宅が全体の97.8%を占めています。また、戸建て住宅の28.7%が昭和55年以前に建築されており、住宅総数に対する割合は28.1%です。

一方、共同建て住宅においては、昭和55年以前に建築された割合が1.5%となっており、戸建て住宅に比べ新しいものの割合が多くなっています。また、住宅総数に対する割合は0.03%と低くなっています。(表1-5)

表1-5 建方別建築時期別住宅数 (単位：戸)

住宅総数	①		昭和55年以前の住宅		昭和56年以降の住宅	
	②	構成比 (②/①)	③	(③/②)	④	(④/②)
3,020			850		2,170	
戸建て	2,954	97.8%	849	28.7%	2,105	71.3%
共同建て	66	2.2%	1	1.5%	65	98.5%

住宅の構造別に見ると、木造住宅は2,532戸あり、全体の83.8%を占めています。

また、昭和55年以前に建築された住宅でみると木造住宅が735戸あり、昭和55年以前に建築された住宅全体の86.5%を占めています。(表1-6)

表 1 - 6 構造別建築時期別住宅数

(単位：戸)

住宅総数			昭和55年以前の住宅		昭和56年以降の住宅	
	①	3,020	③ 850		⑤ 2,170	
	②	構成比 (②/①)	④	(④/③)	⑥	(⑥/⑤)
木造	2,532	83.8%	735	86.5%	1,797	82.8%
非木造	488	16.2%	115	13.5%	373	17.2%

(2) 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和56年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち耐震性を有するもの及び既に耐震改修を実施したものを加えると、耐震性のある住宅数は2,305戸になり、村内における住宅の耐震化率は、令和7年度末で76.3%と推計されます。(表1-7)

表 1 - 7 住宅の耐震化の現状

(単位：戸)

住宅総数						耐震性有の 住宅数	耐震化率 令和7年度末 推計値
① (②+⑥)	昭和55年 以前の 住宅	耐震性を 有するもの	耐震改修 を実施した もの	耐震性が 無いもの	昭和56年 以降の 住宅		
	②	③	④	⑤	⑥	⑦ (③+④+⑥)	⑧ (⑦/①)
3,020	850	115	20	715	2,170	2,305	76.3%

(3) 特定建築物等[※]の耐震化の現状

「多数の者が利用する特定建築物等」は、昭和56年以降に33棟建築されており耐震性を有すると考えられます。(表1-8)

表1-8 「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化の現状 (単位:棟)

特定建築物等 ① (②+⑥)	昭和55年 以前の 特定建築物 等 ②	耐震性を 有するもの ③	耐震改修 を実施した もの ④	耐震性が 無いもの ⑤	昭和56年 以降の 特定建築物 等 ⑥	耐震性有の 特定建築物 等 ⑦ (③+④+⑥)	耐震化率 令和7年度末 推計値 ⑧ (⑦/①)
33	0	0	0	0	33	33	100.0%

※ 特定建築物等について

本計画では、法第14条で規定している用途及び規模に該当する建築物を「特定建築物等」とし、同法で規定している「既存耐震不適格建築物」(地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定に適用を受けているもの)と区別している。

- ・法第14条第1号に規定する建築物(以下「多数の者が利用する建築物」という。)
- ・法第14条第2号に規定する建築物(以下「危険物の貯蔵等の用途に供する建築物」という。)
- ・法第14条第3号に規定する建築物(以下「地震によって倒壊した場合において緊急輸送道路等を閉塞させる恐れがある建築物」という。)

また、「多数の者が利用する特定建築物等」を建築物の用途の特性に応じ次の3つに区分すると、耐震化の現状は下表のとおりです。(表1-9)

- ・災害時の拠点となる建築物
- ・不特定多数の者が利用する建築物
- ・特定多数の者が利用する建築物

表1-9 「多数の者が利用する特定建築物等の耐震化の現状」 (単位：棟)

区分	用途	昭和55年 以前の 建築物 ①	昭和56年 以降の 建築物 ②	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有 建築物数 ④	耐震化率 (令和7年度末) ⑤ (④/③)	
災と 害なる 時の建 築物 拠点物	県庁舎、市役所、町村役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉施設、体育館等	0	5	5	5	100.0%	
	公共建築物	県	0	0	0	0	0.0%
		市町村	0	4	4	4	100.0%
	民間建築物	0	1	1	1	100.0%	
不 利 用 す る 多 数 の 建 築 物 が	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	0	0	0	0	0.0%	
	公共建築物	県	0	0	0	0	0.0%
		市町村	0	0	0	0	0.0%
	民間建築物	0	0	0	0	0.0%	
特 定 多 数 の 建 築 物 が	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿、事務所、工場等	0	28	28	28	100.0%	
	公共建築物	県	0	0	0	0	0.0%
		市町村	0	0	0	0	0.0%
	民間建築物	0	28	28	28	100.0%	
計		1	33	33	33	100.0%	
	公共建築物	県	0	0	0	0	0.0%
		市町村	0	4	4	4	100.0%
	民間建築物	0	29	29	29	100.0%	

※ 民間建築物の④と⑤は、推計値です。

3 耐震改修等の目標設定

住宅の耐震化率の目標設定

国は基本的な方針において、住宅については令和 17 年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標としています。また、県においても耐震性が不十分な住宅について、令和 17 年までにおおむね解消することを目標とします。

このため忍野村においても、国の基本方針および、県の「耐震改修促進計画」を受け、令和 17 年度末における住宅の耐震化率の目標を 90%とします。

(表 1-10)

表 1-10 令和 17 年度における住宅の耐震化率の目標 (単位：戸)

住宅総数 ① (②+⑤)		昭和55年 以前の 住宅 ②	耐震性を 有するもの ③	耐震性が 無いもの ④	昭和56年 以降の 住宅 ⑤	耐震性 有の住 宅数 ⑥ (③+⑤)	耐震化率	耐震化率の 目標
							令和7年 度末 推計値 ⑦ (⑥/①)	令和17年 度末 ⑧ (⑥/①)
令和7年度	3,020	850	135	715	2,170	2,285	76.3%	
令和17年度	3,058	738	433	305	2,320	2,753		90.0%

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、住宅・建築物の所有者等が、地域の防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し建築士等専門家の意見を聞きながら取り組むことが不可欠であり、県と市町村は、こうした所有者等の取り組みを支援するために必要な施策を講じます。

住宅・建築物の所有者、県、市町村、建築関係団体は、相互に連携を図りながら、次に掲げるそれぞれの役割を分担し、本計画を着実に実施することとします。

※詳細は、住宅耐震緊急促進アクションプログラムによるものとします。

(1) 忍野村の役割

基礎自治体として、地域の特性に配慮した建築物等の耐震化の促進を図ることとします。

このため、県と連携しながら住宅・建築物の所有者等にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整えるとともに、自らが所有する建築物の耐震化を積極的に推進します。

(2) 住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その維持に努めます。

特に、法第14条第1号から第3号に規定する建築物で耐震関係規定に適合しない建築物（以下「特定建築物」という。）の所有者等は、建築物利用者の人命を預かっているという自覚と責任を持って、積極的に耐震診断及び耐震改修の実施に努めることとします。

(3) 建築関係団体

建築の専門知識を有しており、住宅・建築物の所有者等に直接接する機会が多いことから、耐震診断及び耐震改修の普及・啓発に積極的に取り組むほか、耐震診断及び耐震改修を希望する者の相談等に応じます。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

忍野村民に対し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について普及・啓発に積極的に取り組むとともに、国の耐震診断及び耐震改修の補助制度や税制を活用しながら、住宅・建築物の耐震化を促進します。

(1) 住宅に関する支援策

現在、忍野村が実施している支援事業の概要は、次のとおりです。
引き続きこうした支援事業を実施し、住宅の耐震化を促進します。

【木造住宅居住安心支援事業】

区分	耐震診断	耐震改修等	
		設計+耐震改修	設計+建替え
対象建築物	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅		
助成内容	村が耐震診断技術者を派遣して耐震診断を実施する経費に助成	耐震改修工事に関する設計及び耐震改修工事に係る経費に助成	建替え工事に関する設計及び建替え工事に係る経費に助成
補助限度額	66,000円	1,437,500円	

(2) 特定建築物に関する支援策

多数の者が利用する特定建築物や危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物などの耐震化を促進するため、今後、県と市町村の適切な役割分担を踏まえ、耐震診断等に関する支援制度について検討を進めます。

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

(1) 専門技術者紹介体制の整備

村内には、耐震化を図るべき住宅等が相当数存在することから、これらの耐震化を円滑かつ適切に促進するためには、専門技術者に関する紹介体制の整備が必要不可欠です。このため、(社)山梨県建築士事務所協会等が実施した、耐震診断や耐震改修に関する技術的な講習会を受講した建築士の名簿の閲覧を実施して参ります。

(2) 村民への住宅耐震化の啓発

村民に対し、住宅耐震化の啓発のため、耐震診断や耐震改修などに関する情報を容易にわかりやすく解説し、ホームページやパンフレット等に掲載、公開、配布するとともに、県庁(建築指導課及び各建設事務所)並びに(社)山梨県建築士会などの無料相談窓口を紹介しています。

今後もこうした活動を継続し、安心して耐震改修を行うことのできるような環境整備に努めることとします。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

(1) 地震発生前の対策

① ブロック塀等の転倒防止対策

地震時のブロック塀や擁壁の転倒により、死傷者が発生することがあります。このため、今後も通学路等を中心に危険箇所の点検を実施するとともに、転倒する危険性のある箇所については、改修工事がなされるよう引き続き指導します。

② 家具等の転倒防止

地震が発生すると家具等が転倒し、これにより負傷したり、避難等の妨げになったりします。

このため、身近な地震対策として、家具等の転倒防止についてパンフレット等により普及・啓発に努めます。

(2) 地震発生後の対応

大規模地震等により建築物が被害を受けた場合には、余震等から人命等を守るため、被災建築物応急危険度判定制度[※]に基づき、速やかに判定実施本部を設置し、県に対し被災建築物の判定活動を要請します。

※ 被災建築物応急危険度判定制度は、大規模地震が発生した後の余震等から人命等を守るため、応急危険度判定士（専門の講習会を受講し、登録を申し出た建築士）が、被災した建築物の危険度を判定する制度です。

5 地震発生時に通行を確保すべき道路

(1) 耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける道路（耐震診断の義務付け対象道路）

災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を確保する必要があるとして、「山梨県地域防災計画」及び「山中湖村防災計画」等で地震時に通行を確保すべき重要な緊急輸送道路等として位置づけられています。

この緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を促進することは、道路閉塞を防ぎ広域ネットワーク域ネットワークを確保し、復旧・復興活動を円滑に進める上で重要となります。

そこで、地震による倒壊によって防災上重要な道路の通行や多数の者の円滑な避難が妨げられることを防止するため「耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける道路」を次の通り指定します。

この指定によって、当該道路の沿道建築物で次の条件を満たす建築物の所有者は、定められた期限までに耐震診断を行い、その結果を山梨県に報告することとなります。

耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける道路			
道路種別	路線名	起点	終点
一般県道	山中湖忍野富士吉田線の一部	入角丸尾岸線交差点 (小学校前)	鳥居地トンネル入口
村道	入角丸尾岸線	入角丸尾岸線交差点 (小学校前)	山中道線交差点 (八豊前)
村道	山中道線の一部	山中道線交差点 (八豊前)	山中湖村境 (ファナック(株)正面入口から約300m南)

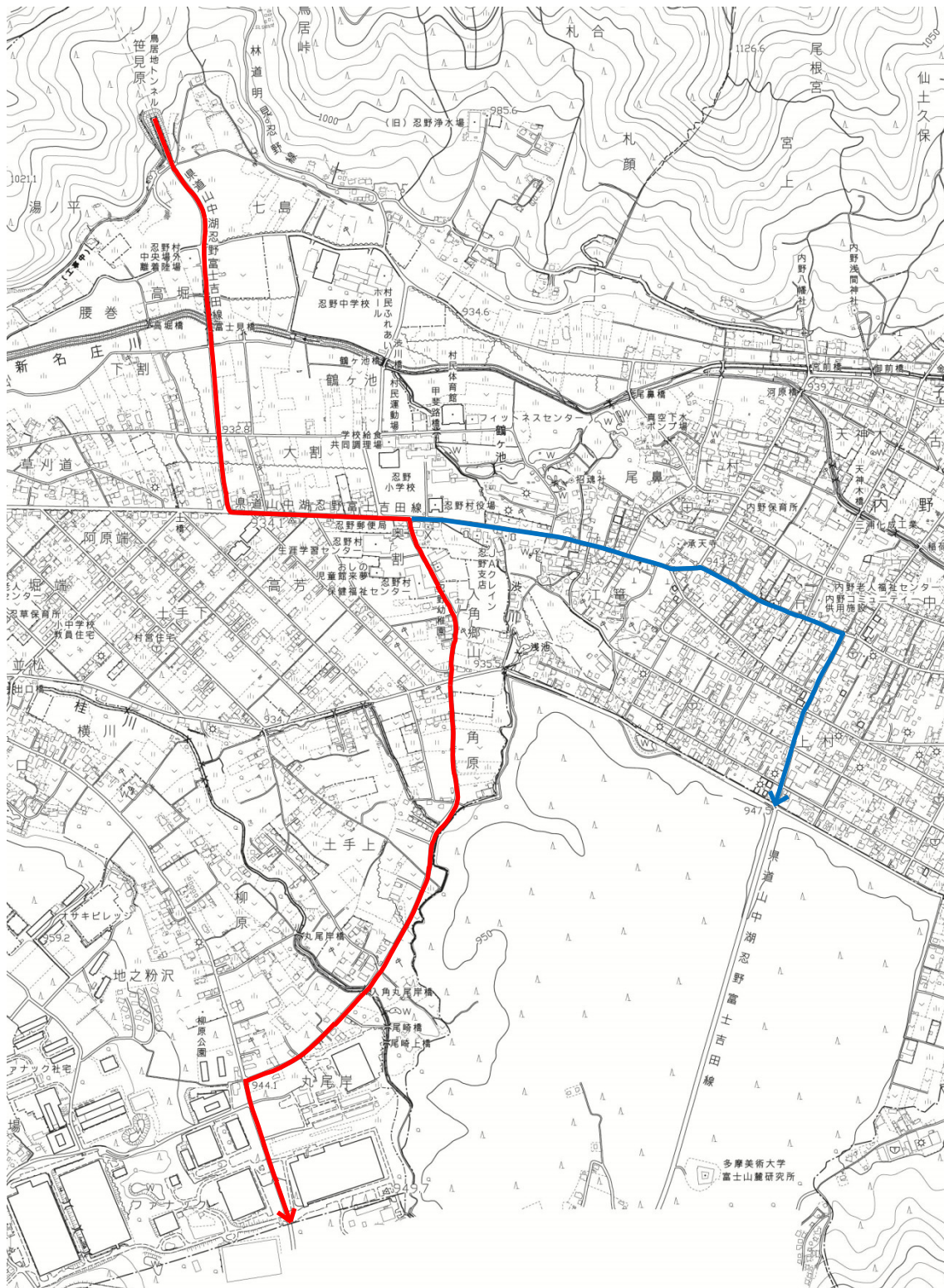
(2) 耐震改修促進法第6条第3項第2号の適用を受け、かつ防災上重要な道路として本促進計画に位置づけるもの

忍野村地域防災計画では高速道路や幹線道路等の広域的ネットワークを構成し災害時に輸送の骨格をなす道路である第1次緊急輸送路の他、第1次緊急輸送路を補完し相互に連絡し緊急輸送路の代替性や多重性を確保する道路として第2次緊急輸送路として指定しています。

以上を踏まえ、耐震診断の義務付け対象とならないが耐震化を促進すべき重要な道路として、次の道路を耐震改修促進法第6条第3項第2号の適用を受け、かつ防災上重要な道路として本促進計画に位置づけ、沿道の耐震化を促進します。

耐震改修促進法第6条第3項第2号の適用を受け、 かつ防災上重要な道路として本促進計画に位置づけるもの			
道路種別	路線名	起点	終点
一般県道	山中湖忍野富士吉田線の一部	入角丸尾岸線交差点 (小学校前)	上村交差点

図2-1 地震発生時に通行を確保すべき道路



凡例

	法第6条第3項第1号
	法第6条第3項第2号

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発 及び知識の普及

耐震化を促進するために、村民に対する地震災害の情報や耐震化の重要性、耐震改修に関する様々な情報を発信し、意識の啓発及び知識の普及に努めます。

1 相談体制の整備及び情報提供の充実

忍野村では、県や（社）山梨県建築士会地震相談窓口及び、（社）山梨県建築士事務所協会等と連携を図りつつ、市民からの耐震診断や耐震改修等の相談に対応します。また、県と連携のもと、耐震改修工事の実例集などを拡充整備し、耐震改修を実施しようとする市民に対し、わかりやすい情報の提供に努めることとします。

2 パンフレットの作成・配布や講習会の開催

忍野村では、耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震診断等に関するパンフレットの他、耐震改修工事の実例集などを整備し、相談窓口等において配布しています。

今後も、建築物の耐震化を促進するため、ホームページ等への掲載やパンフレットの作成・配布等により、市民に対し各種の情報を提供に努めることとします。

3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備の更新やバリアフリー化等を目的としたリフォームにあわせて耐震改修工事を行うことは効果的であり、これを普及させるため、忍野村では県と協力のもと耐震改修工事の実例集等のパンフレットを整備し、配布しています。

今後も一般的なリフォーム工事と併せ耐震改修工事が実施されるよう、パンフレットの作成・配布やホームページへの掲載等による情報提供等に努めます。

なお、財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが運営するリフォーム支援ネット「リフォネット」(<http://www.refonet.jp/>)等の活用を通じて、リフォームに関する情報を市民に紹介します。

4 自治会等との連携に関する事項

地震防災対策の基本は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」であることから、忍野村では各自治会と連携して地域ぐるみでの意識啓発や耐震診断及び耐震改修の実施に向けた情報提供等を実施しています。

今後も、地域の自治会や自主防災組織等を巻き込む中で住宅等の耐震化が促進されるよう、引き続き情報提供等に努めます。

5 税制の周知・普及

県と市町村は、「耐震改修促進税制」等の優遇税制の広報・周知を行うことにより、耐震化を促進します。

また、固定資産税の優遇措置等についても、県と連携して検討を進めます。

第4章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し

必要な事項

1 県、市町村、関係団体による体制の整備

円滑かつ適切な耐震化を促進するため、県、市町村及び県内建築関係団体による体制を整備し、耐震診断及び耐震改修の促進に関する情報交換等を行うこととします。

2 本村内での耐震化促進体制の整備

本村内での適切な耐震化を促進させるため、積極的に耐震診断及び耐震改修に関する情報提供等を行う地域の自治会や自主防災組織等と協調した体制を整備します。